

危機対応職員タクシー利用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区内において緊急事態が発生し、又はそのおそれがある場合において、緊急対応のため危機対応職員がタクシーを利用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 緊急事態 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象、大規模テロ、火災等により緊急に対応する必要がある事態
- (2) タクシー 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号八の一般乗用旅客自動車運送事業を営業者が、その事業の用に供する自動車でハイヤー以外のものをいう。
- (3) 危機管理本部体制 東京都板橋区危機管理本部規則(平成19年板橋区規則第11号)第7条に規定する本部会議を招集し、全庁的に対応する体制
- (4) 災害対策本部 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定に基づき、板橋区地域防災計画の定めるところにより設置する本部
- (5) 国民保護対策本部 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第27条第1項の規定に基づき、板橋区国民保護計画の定めるところにより設置する本部
- (6) 緊急処理事態対策本部 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第183条において準用する第27条第1項の規定に基づき、板橋区国民保護計画の定めるところにより設置する本部

(対象職員)

第3条 この要綱において、対象とする危機対応職員は、危機管理部職員とする。

2 前項に定めるもののほか、対象とする危機対応職員は、次に掲げる業務に従事する職員とする。

- (1) 大雨、洪水等警報が発令され、水防業務に従事する職員
- (2) 危機管理本部体制において、本部業務に従事する職員
- (3) 災害対策本部において、本部業務に従事する職員
- (4) 国民保護対策本部において、本部業務に従事する職員
- (5) 緊急処理事態対策本部において、本部業務に従事する職員

(利用基準)

第4条 タクシーを利用できるときは、緊急事態が発生し、又はそのおそれがある場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 徒歩又は自転車での参集が適当でない場合
- (2) 公共交通機関の利用ができない場合
- (3) 庁有車が利用できない場合
- (4) その他、区長が必要と認める場合
(委任)

第 5 条 この要綱の施行に関し必要な事項については、別に定める。

付 則 (平成 2 1 年 7 月 10 日区長決定)

この要綱は平成 2 1 年 7 月 10 日から施行し、同年 5 月 16 日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 2 4 年 6 月 2 7 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。